

PSIM News

Professional Skills Instruction Materials
CONSORTIUM

法 実 務 技 能 教 育 教 材 研 究 開 発 コ ン ソ ー シ ア ム ニ ュ ー ズ レ タ ー

セミナー等報告

第41回法実務技能教育支援セミナー

「法実務教育の展開－中等教育における法教育」と題する法実務技能教育支援セミナーを2022年11月18日(金)にオンラインで開催いたしました。今回は、成人年齢の引き下げにより高校生も裁判員に選任されるようになったことを背景に、法学部進学や法曹志望者の裾野を広げ、法科大学院入学前の法実務教育のあり方について考える機会とすべく企画したものです。講師として、明治大学で高大連携の一環として法教育を展開されている太田勝造氏と堀口愛芽紗氏をお招きしました。



▲ 太田 勝造氏

太田氏からは「リーガル・マインドと法教育要件事実教育のその先」との報告をしていただきました。リーガル・マインドとは何かについて理論的な検討をふまえて、法教育の目的を「リーガル・マインド教育」と定義し、その基本を習得してもらうためには模擬裁判や模擬法交渉が適切であると法教育の方向性を示されました。教育実践の経験を踏まえ、裁判員裁判形式での模擬裁判が、シナリオ形式であっても、役割理解が進むことや多面的で深い事案の理解や法律の解釈に気がつくという効果があることが指摘されました。また、模擬交渉では、自らが私的秩序を構築する経験や交渉倫理についての体験ができること、さらに模擬調停においては、請求内容の背後にある紛争の実態への洞察や当事者へ共感と法的基準との調整の必要性を学ぶといった効果が期待できることを示されました。

堀口氏は学部時代から法教育の実践に関わっており、現在は「NPO法人法教育団体LEX」の代表をされると共に明治大学大学院で法教育をテーマに研究を進められています。堀口氏は明治高校と秋田高校での模擬刑事裁判の実施の様子と受講生のアンケート結果を報告されました。少人数のグループごとの裁判体に分かれての評議では、裁判体によって判決内容には執行猶予付きから懲役18年までかなりのばらつきがあったそうです。受講生のアンケート結果については、本ニュースに寄稿していただいた堀口さんの記事で紹介されています。そこでは、こうした体験的な授業が法制度への親近感を増すのに有効であることが示されています。模擬裁判においては「クリティカルシンキング」と「法的

CONTENTS

今号の主な記事

第41回法実務技能教育支援セミナー	…01
我が国の未来を牽引する法学部	…02
映画・ドラマの法学教材としての活用	…03
第16回総会	…04
模擬接見・日本組織内弁護士協会(JILA)との懇談会を開催	…04
今後の予定	…04

思考のフレームワーク」の2つを備えることの重要性を指摘されました。教育学の知見として、16歳までに基本的認知能力がほぼ完成することを紹介され、中等教育期が法教育を受ける適齢期であるとの見解を示されました。

パネルディスカッションではフロアも交えて、各種の教育実践の報告や法学部・法科大学院での実務教育やアクティブラーニングの課題などにも議論が及びました。ご登壇・ご参加いただいたみなさまに心より御礼申し上げます。

(PSIMコンソーシアム代表 藤本 亮)

我が国の未来を牽引する法学部

明治大学大学院法学研究科 博士前期課程1年

堀口 愛芽紗 (ほりぐち あがさ)

文部科学省の2021年の調査実施によると、高校卒業生の54.9%が大学に進学しており、大学進学率が過去最高となった。しかし、少子化により受験生の総数は減少している。いかにして受験生たちに「選ばれる大学」や「選ばれる学部」になるのか、日本中の大学や学部で生き残りを懸けて魅力を高めるための取り組みがなされている。

法学部教育の魅力は、法を学ぶことで学生が法的な思考様式を活用できるようになることである。卒業生は様々な場面でリーガルマインドを活用できる人材となり企業で重宝されるので、就職に間違いなく有利となる。大学の学部選択時に法学部の魅力について具体的なイメージを高校生に持ってもらうためにも、法教育は有用である。筆者は、中学・高校の教員を目指すため、明治大学大学院法学研究科の太田勝造(しょうぞう)教授のもとで中等教育における法教育の法社会学的研究をしている。

高校生だった時に、司法制度だけでなく法そのものを学校教育で教わらないことに疑問を持ち、大学は法学部の公共政策学科に進学。大学2年次から高校生に法教育を行なっている。小中学校での法教育授業を含め約32校、約2700人に対しての法教育の経験がある。法教育の内容としては裁判員制度等の授業を実施している。

2022年度4月から明治大学附属明治高校において、高大連携プログラムの一環として指導教授の太田勝造教授と共に法教育の実践を行った。2年生全7クラスを対象に春期は実際の殺人事件を題材にした模擬裁判員裁判、秋期は今後の生活で役立つ交渉の理論とスキル、および、将来自分の身に起こるかもしれない労働問題(配置転換)に関する模擬調停についての、参加と体験を重視した授業を行った。「今日の授業を受けて以下の点で変化がありましたか?」とのアンケート結果では、「法制度に対してより身近に感じるようになった。」との項目に対して約98%の生徒が、「法学部に進学したくなった。」との項目に対しては約65%の生徒が、「非常にそう思う」、「そう思う」、「ややそう思う」と回答していた。また、感想欄においては、

- ①「授業を受けて、多角的に物事を考えるように努められたと思うので、法学部へ進学したらより論理的に思考できるよと感じ、法学部への進学を検討しようと思いました。」
- ②「これまで法学は法律関係にしか知識を活かせないと思っていたが、そうではなく、日常生活や仕事をするうえで大切なことを法学で知ることができると感じた。」
- ③「裁判で判決を考える際に証拠が何よりも大切と知り、数学や国語での証明の必要性を学習したことがここに繋がっていたのかと思いました。今日の模擬裁判の体験を踏まえた上で裁判員制度に参加してみたいと思うようになりました。」との感想が寄せられた。(強調は筆者による)。

以上から、法教育を行うことは生徒にとって批判的分析能力と法的思考を体感する機会となり、法の仕組みに触れ



▲ 堀口 愛芽紗氏

ることができる体験となる。この体験こそが、法を学ぶことの面白さや興味につながり、高校生が法学部の魅力について具体的なイメージを持つことに繋がる。ぜひ、法教育が更に広がり、高校カリキュラムに定着するようになるきっかけとなれば嬉しい限りである。

高校での授業の様子 ▶



映画・ドラマの法学教材としての活用

名古屋大学大学院法学研究科 教授 (PSIM コンソーシアム代表) 藤本 亮

PSIMコンソーシアムがこれまでに制作してきた映像教材の中には、ロイヤリング映像教材のように長年にわたり各校で活用されているものもある。こうした「教材」として制作されたものではないエンタテインメント作品と法学教育について少し考えてみたい。

エンタテインメント作品である映画やドラマを法学教育に活用する試みは古くからなされている。法はポピュラーな題材であり、とりわけ合衆国では法廷や法に関連するドラマや映画が数多く制作されていることを背景に、映像自体の広範囲のコレクションを有するロー・ライブラリーも少なくない。映像作品と法について取り上げている書籍も多いが、ある映像作品を取り上げて、そこで主題や素材となっている法律問題について問題提起や解説を加えるという構成が多い。

残念なことに学生たちはこれらの書籍で紹介されている作品を観ておらず、授業で素材として取り上げ解説してものれんに腕押しであることが多い。また、サブスクでのエンタテインメント作品の視聴では、加速度再生という視聴方法も普及してきている。作品の上映時間というのは重要な要素である。しかし、あらずじと結末だけがわかればよいという観方が広まっていることは、著作権法違反で事件となった「ファスト映画」系のYoutubeチャンネルが人気であったことから否定できない。

他方、COVID-19禍により、リモート教育のハード面・ソフト面双方にわたる影響は大きく、受講生がリモートあるいはオンデマンドで講義を受講するという経験が強制的に共有された。オンデマンド受講に際しても「加速度再生」するのはごく当然の前提となっている。

さて、2023年1月より法科大学院の派遣裁判官教員を主人公とした「女神[テミス]の教室ーリーガル青春白書」が放映されている。古くは型破りな検察官を主人公としたHERO(2001、その後も続編あり)の影響を受けて法曹を志したという法学部生や法科大学院生は少なくなかった。法律職へのあこがれや普段触れることのない法の世界に道をひらくという点では、どれくらいの人が観るかにもよるが、これらのエンタテインメント性の高い作品は今後も一定の影響を有するであろう。市民向けや高校生向けの法教育でこれらが活用できる可能性も小さくないと思われる。また、より専門的な法学学習の導入素材としての利用も可能である。

法学学習がある程度進んだ段階での利用としては、エンタテインメント性のためにデフォルメされたり省略されたりして犠牲となっている法律的な正確性や全体性を授業で補うことが必要となることはいままでもないだろう。他方、こうした作品はコンパクトに事件の背景から法的な争点に至る状況を描いているので、法的事件の背後にある人間の有様への洞察を深めるのにも有用である。

しかし、授業時間自体が限られているのであって、予習・復習時間も含めて長尺な映像作品を観ることを授業に組み込むことの困難性は言うまでもない。しかし、観てもらわなければそもそも映像作品の活用もできないのである。

PSIMコンソーシアムが昨年来、制作して公開している映像教材「刑事訴訟(捜査編)」はここで列挙したような課題にも対応しようとしている。法曹養成教育の、臨床法学教育の重要な一側面として、無味乾燥に見える条文や判例の背後に生きた人間がいるということを伝えられるように、PSIM映像教材やエンタテインメント作品をも活用したすぐれた臨床法学教育の経験の紹介と普及にも取り組んでいきたい。

第16回総会

2022年11月14日(月)、Zoomによるオンラインにて、第16回PSIMコンソーシアム総会を開催いたしました。

藤本代表より、前回総会以後のコンソーシアムの活動報告および今後の活動についての報告がなされました。特に、PSIMでもセミナー等で検討の機会を提供してきた榎本修氏の『ローリングの考え方ー法律相談・受任から交渉・ADRまで』(2022年7月、名古屋大学出版会)が関係者から高い評価を受けていること、また映像教材『刑事訴訟(捜査編)』が6月のYoutubeでの公開以降、多数のアクセスがあり、高校や大学ですでに利用されていることが報告されました。

参加校および協力機関各校からの報告を受けて、いわゆる3+2制度による新入生が法科大学院に入学し、司法試験の在学中受験が実施されることをうけて、法科大学院での法実務教育のあり方についての率直な意見交換が行われました。

総会にご出席いただきましたみなさまにこの場をお借りしてお礼を申し上げます。



模擬接見、日本組織内弁護士協会(JILA)との懇談会を開催(PSIMコンソーシアム共催)

2022年12月7日(水)に模擬接見(名古屋大学法学部宮木ゼミ、南山大学法学部岡田ゼミ、同志社大学大学院法学研究科、愛知県弁護士会主催)、12月12日(月)には日本組織内弁護士協会(JILA)との懇談会をそれぞれ開催いたしました。

参加した学生達は実践さながらの調停や課題に熱心に取り組み、終了後には、活発な質疑応答や意見交換が行われていました。ご協力いただきました皆様、このような貴重な機会が設けられたことに心より感謝を申し上げます。



▲ 模擬調停の様子

今後の予定

■ 第42回法実務技能教育支援セミナー

日時 2023年6月頃を予定

場所 未定

■ 第17回PSIMコンソーシアム総会

日時 2023年11月頃を予定

場所 未定

法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアム ニュースレター第30号

【発行者】PSIMコンソーシアム 【代表】藤本 亮 名古屋大学大学院法学研究科 教授

【事務局】〒464-8601 名古屋市中千種区不老町 名古屋大学大学院法学研究科 211研究室

【TEL&FAX】052-788-6234 【ホームページ】<https://psimconsortium.law.nagoya-u.ac.jp>

法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアムは、法科大学院における法実務技能教育に関し、教材の作成と共同利用・教育人材の養成・教育方法論の構築を目的として、下記の法科大学院が参加して全国規模で活動しています。

【PSIMコンソーシアム参加校】

名古屋/北海学園/東北/東京/専修/早稲田/上智/日本/愛知/南山/金沢/関西学院/大阪公立/岡山/広島/九州/琉球(2022年4月現在17校 順不同)